次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年10月30日提出

1.候補地面積条件について

2.5~3.0ha との表現は 2.5ha が最小面積条件と誤解される。基本計画委員会では 2.5ha 程度は余裕ある面積との認識である。理由は以下である。

- イ) 施設規模が $100 \text{ t} \times 3$ 炉 $\rightarrow 80 \text{ t} \times 2$ 炉に縮小される上に、採用が有力である次世代型 ストーカ炉はコンパクト化されているとのメーカー論文がある。
 - 必要工場建築面積=3,485 (現建築面積) ×2/3÷0.9≒2580 ㎡程度、約 900 ㎡の縮小ができる。
- ロ)粗大・不燃ごみ処理施設(リサイクルセンター)が $50 \text{ t} \rightarrow 15 \text{ t}$ に縮小されるが、現状は手狭との現場意見があるので別棟で建築面積を 30%増とする。 増加建築面積= 637×0.3 $\stackrel{>}{=}$ 200 m
- ハ) ごみピットの現容量 3,000 ㎡は災害や予測されない事故等の余裕が無く 5,300 ㎡ (160 t ÷0.3×10 日) 程度が必要であるが、ピット深さを現 10m→15m (ごみの圧縮 硬化限界値) にすることで解消でき、建築面積増の必要はない。
- ニ) プラザ機能は現状で十分。吹き抜け等のデットスペースを止め展示スペースは縮小可
- ホ)事務所は運営管理をDBO方式にした場合、出向自治体職員は元の自治体に戻り、より少数の民間人が運営に当たり、面積も縮小されるのが一般的である。印西の場合、 斎場や墓地の管理を受け持っているので、現状面積が最大と考えるのが妥当である。
- へ)以上から現敷地面積 2.5ha が建替え用地込みで最大と考えるべきである。
- ト)調整池が必要な場合は面積増が必要と別途記述すべきである。
- 2.中間処理施設を避難施設とするとの意見があったが、多数の収集車等が出入りする工場は成人でも危険を伴う。ましてや老人や子供を非難させるのは危険極まりない。印西地区は広い空地を持った避難所(学校、市民センターなど)や避難場所(公園、緑地、運動場等)が多数指定されており、危険を伴う場所を新たな避難所にする必然性はない。
- 3.1次審査確認事項その他において、活断層を含む土地・・・とあるが、千葉県北西部において活断層は確認されていない。どのように確認するのか?削除したほうが良いのではないか。

千葉県における社会的・経済的に影響がある活断層は、東京湾北縁断層と鴨川低地断層帯の2箇所の存在が推定されていたが、何れも平成9年 \sim 12年の調査で活断層ではないと結論された。

4.3次審査小項目No17ごみ焼却熱利用形態について

25 年 5 月 31 日に閣議決定された、第 3 次循環基本計画では「循環資源は貴重なエネルギー源と捉え枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するステージに入った。高効率発電を推奨する」また、同時に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても「高効率発電による熱回収を重点項目」としていることから、基本計画委員会においても熱回収形態は高効率発電との結論を出した。電気は普遍性の高い便利なエネルギーであると同時に、遠距離供給に最も優れており、立地に左右されることは少ない。また、巨額の売電収入が期待でき(別紙)、運営費の過半を賄えるのが先進自治体の例からも確認できており、印西地区全体への貢献を優先すべきである。印クリの焼却量は実質 140~150 t / 日程度であり、高効率発電交付金対象の発電効率 15.5%を確保するには余裕が無い。周辺地区へのエネルギー供給は電力での供給が可能であるが、価格は電力会社への売電価格と同等とすべきである。それでも電力会社から購入するよりは相当安い。

電力不足を補う発電施設であることを訴えていくことが重要である。その際、排気ガス処理技術が大幅に改良されていることも強調する必要がある。従来型迷惑料のばら撒き的発想は捨てるべきである。

5.3 次審査小項目 No18 地域防災拠点について

東日本大震災後の焼却施設に期待される防災拠点化は地域防災拠点(市役所、消防署、警察署、医療機関等)に対して、災害時の電力供給を確保することであり避難施設ではない。 災害時の地域防災本部は市役所や町役場に設置され、自治体の長が本部長となり、国や県との間で災害情報(全国瞬時警報システムなど)をリアルタイムで共有して、地域の警報や非難命令を発令し、防災対策の指示を行うものである。近年では 地震や津波ばかりでなく台風・集中豪雨・河川の氾濫・土砂災害等々、防災対策で職員が泊り込むケースが増大している。一方、庁舎の自家発電能力は数時間程度であり、停電となった場合は地域防災拠点としての役目が果たせなくなる。このような背景を基に焼却施設への防災拠点化、すなわち電力供給施設として期待されているのである。電力改革(発送電分離、小売自由化 16 年春)により、需要地に近い分散型発電施設の役割りも効果的に発揮できるものと思われる。

災害時にも電力供給を確保をするために、焼却に必要な消耗品(消石灰など)のストック や職員の長期宿泊に備えるなどソフト面の強靭化を計ることとなる。

防災拠点の効果とは何を意味しているのか?

ごみ処理基本計画検討委員会 委員 岡野三之

以上